

令和7年度

農業排水対策実績書

令和8年3月

滋賀県農政水産部

目 次

1 令和7年度農業排水対策の概要	1
(1) 対策の目的	
(2) 対策の概要	
2 令和7年度農業排水対策の実績	
(1) 啓発・営農対策等	
ア 農業排水対策の啓発推進	3
イ 環境こだわり農業の推進	14
ウ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	15
(2) 施設整備等	
ア 農業排水循環利用促進事業	18
イ 水質保全対策事業	20
(3) 農業排水が流入する主要河川の透視度調査結果	
ア 令和7年の透視度調査結果	21
イ 透視度の経年変化	25
ウ 主要河川別の透視度の推移	26
エ 今後の対策	27
(4) 農業濁水防止のための管理作業マニュアル	28
【参考】	
これまで実施してきた農業排水対策の経過	32
各地域における啓発等	33

1 令和7年度農業排水対策の概要

(1) 対策の目的

代かき・田植え時期における農業濁水の発生については、これまでの対策により長期的には改善傾向にあるが、依然として琵琶湖へ濁水が流入している。このため、引き続き対策に努め、目に見える改善を目指す。

(2) 対策の概要

ア 啓発・営農対策等

(ア) 農業排水対策の啓発推進

関係機関および団体が一体となって、啓発巡回の実施、推進会議の開催、有線放送・啓発リーフレット等による啓発活動を実施するとともに、これまでに濁水軽減の効果が確認された営農技術（特に適正な入水量による浅水代かき）や、あぜ塗り等のほ場管理について推進した。例年同様、各地域で重点地域を設定し活動を実施した。

令和7年度の指導啓発巡回は、県全域で延べ101日、240人で実施された。

(イ) 環境こだわり農業の推進

県が認証する「環境こだわり農産物」のうち、水稲については、「水田からの濁水の流出防止」を必須の環境配慮技術として設定している。

(ロ) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

農地・農業用施設等を守ることを目的として、県内各地域（集落）において資源向上の「共同活動」に取り組まれており、その活動の一つとして、農業排水対策の取組が必須となっている。

令和7年度は、442の活動組織が、本県の農振農用地面積の約7割に相当する面積である約33,487haの農振農用地で資源向上の共同活動に取り組まれた。

イ 施設整備等

(ア) 農業排水循環利用促進事業

農業排水の琵琶湖への流入を抑制するため、既存の循環かんがい施設や反復利用施設などを活用して排水の循環利用を促進する取組であり、散在性ゴミ、草・藻類などの流入物の除去処分や機器のメンテナンスなど、取組によって生じる掛かり増し経費に対する支援を行うものである。

令和7年度は、取組を実施した5地区の協議会（市町、土地改良区、関係集落等で構成）に対して支援を行い、約705万m³の排水を再利用し、琵琶湖へ流入する懸濁物質（SS）やチッ素、リンなどの富栄養化物質を軽減した。

(イ) 水質保全対策事業（県営みずすまし事業）

流域の状況に応じて、発生源対策や再利用対策、浄化対策を組み合わせた複合的な農業排水対策を実施するための施設整備と、その管理体制の整備を行うものであり、令和7年度は、白鳥川中流Ⅱ期地区（白鳥川流域）および高月西阿閉地区（余呉川流域）において事業を実施した。

(3) 透視度調査結果

県内全域の農業排水が流入する57河川74地点の透視度について、各農業農村振興事務所により調査した。集計を実施している53河川70地点の平均透視度は33.4cmであり、前年比-0.8cmであった。

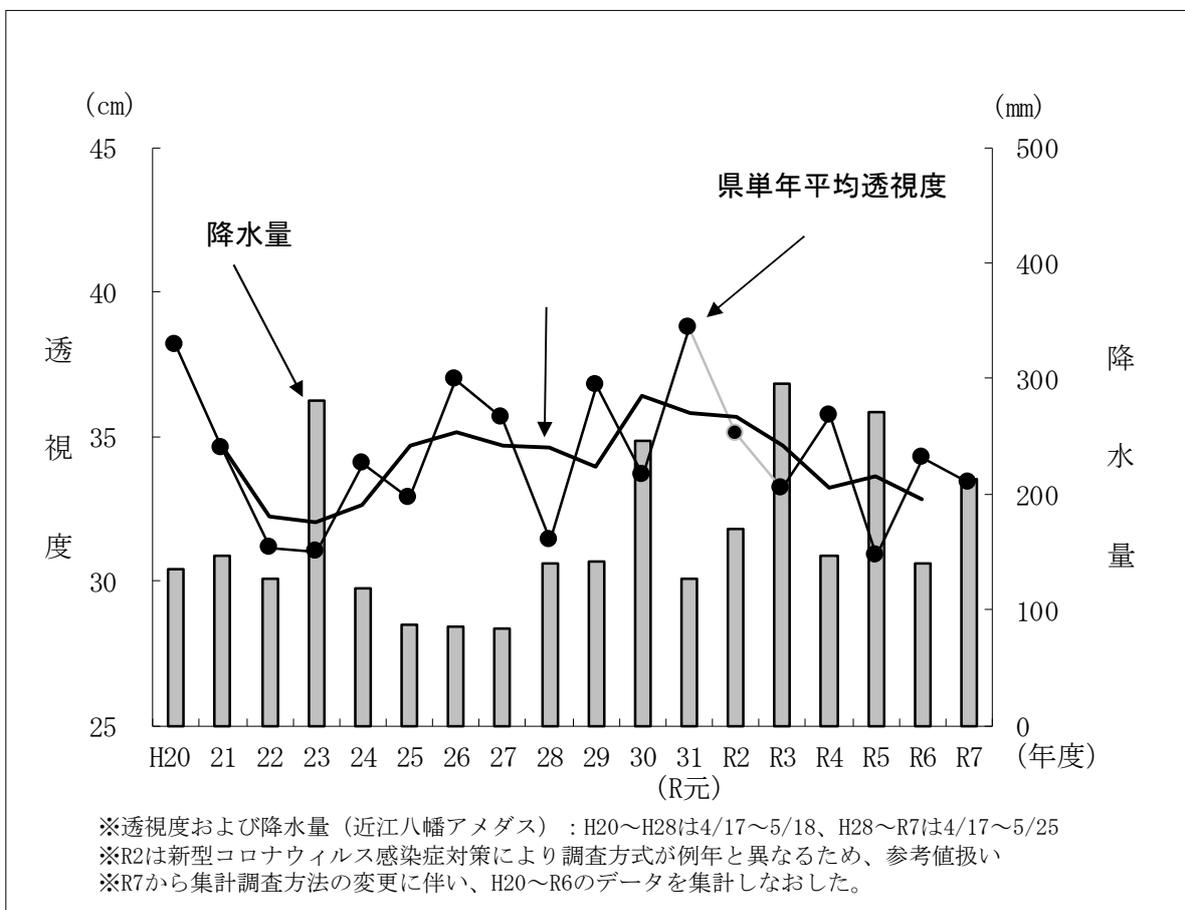


図1 県平均透視度の経年変化と降水量 (100cm透視度計測定)

2 令和7年度農業排水対策の実績

(1) 啓発・営農対策等

ア 農業排水対策の啓発推進

(7) 普及啓発活動

今年度については、各地域の農業排水対策啓発推進会議等で連携をとりながら、県、市町、農業団体がそれぞれ普及啓発会議、各種研修会、有線放送、広報やチラシなどにより、啓発活動を行った。

県域および地域における啓発活動の概要は、表1のとおりである。

表1 農業排水対策啓発活動の実施状況

区 分	実施時期	普及啓発等実施概要	関係機関
農業排水対策担当者会議	R8. 1. 15	農業排水対策について ①令和7年度の透視度調査結果について ②令和7年度の各地域の指導状況 ③世代をつなぐまると保全向上対策の透視度調査結果について	農政水産部関係各課 各農業農村振興事務所 JA中央会
各地域農業排水対策普及啓発推進会議	R7. 2 ～ R8. 3	①令和7年度各地域での推進計画について ②普及啓発活動の展開について等	各農業農村振興事務所 各市町 各JA等
農業排水対策研修会等	R7. 2 ～ R8. 3	県および関係団体による地域ごとの研修会等の開催 ①集落指導者等に対する研修会 ②地域農業センターによる意見交換会 ③農業組合長会議等 ④普及組織等による農談会等	各農業農村振興事務所 各市町 各JA 各地域農業センター
啓発資材の作成等	R7. 2 ～ R8. 3	①啓発チラシ53,000部（図1・全農家配布） ②普及センターだより等広報誌、有線放送等による啓発 ③農業排水対策実績書	農政水産部関係各課 各農業農村振興事務所

環境(農業濁水・廃プラスチック対策)および 農薬の適正使用に配慮した農業 に取り組みましょう!!

STOP! 農業濁水



田植えまでの4STEP

<p>①均平作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ていねいな均平化で、後の浅水代かきや水管理をしやすくする • 除草剤の効果もアップ 	
<p>②漏水防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 畦周りの点検、補修 • 排水口には止水板を設置 	
<p>③適量入水で浅水代かき</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域で計画的に水管理 • 水を入れすぎず、土が7~8割見える程度に • 浮いたごみは除去 	
<p>④落水なしの移植</p>	<ul style="list-style-type: none"> • やや深くても、回転マーカのラインは見えます 	

田植えの前に降雨等で深水になっても

田植え直前に落水しない!

●自動直進田植機

GPS 搭載で自動走行。

回転マーカのラインが見えない深水でも落水なしで、田植えが可能です!

導入を検討
してください



[参考]県のホームページに『農業濁水防止のための管理作業マニュアル(手順書)』などを掲載しています!
<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303205.html>

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課 大津市京町四丁目1番1号 TEL:077-528-3842

図2 啓発チラシ(一部抜粋)

(イ) 指導啓発巡回

県、市町、JA 等関係機関・団体が相互に連携を図りながら濁水の流出防止、適正な施肥・水管理の徹底等の指導啓発巡回を実施するとともに、農業排水が流入する主要河川において透視度調査を実施した。特に、「田植え前の強制落水防止指導の徹底」を引き続き関係者に周知し、指導を行うとともに、農業者に対して農作業による環境への配慮について啓発を行った。

県による指導啓発巡回の実施状況は表 2 のとおりである。

表 2 令和 7 年度指導啓発巡回実施状況（県関係調査分）

区分		県全域	大津・南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島
指導啓発巡回 の実施状況	期間	4. 16 ～	4. 17 ～	4. 17 ～	4. 16 ～	4. 16 ～	4. 17 ～	4. 17 ～
		5. 26	5. 26	5. 25	5. 26	5. 26	5. 26	5. 25
	延べ日数	101	15	14	16	17	25	14
	延べ人数	240	30	28	64	35	55	28
管内で「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」に取り組む活動組織数	資源向上	710	75	84	309	53	184	5
	農地維持のみ	60	17	2	6	4	31	0
巡回指導	対象の組織数（集落数）※	86	7	10	32	15	17	5
環境こだわり農産物認証制度にかかる濁水流出防止状況の確認状況	確認ほ場筆数	約 9,200	約 800	約 1,000	約 3,100	約 700	約 2,700	約 900
	制度に取り組む全ほ場筆数	約 61,800	約 7,000	約 11,000	約 20,000	約 7,000	約 11,000	約 5,800

※ 資源向上の「共同活動」に取り組む全活動組織の約 10 分の 1 以上を対象とした。

(ウ) 各地域における集中調査地域での活動

例年、平均透視度の低い河川流域など、各地域において重点地域を設定し、啓発活動などを実施した。

【大津・南部農業農村振興事務所】

パトロールや講習会における啓発などによって濁水防止の認識は浸透しているものの、一部ほ場の排水口の止水不足による漏水や代かき前の強制排水などが引き続き確認されている状況であり、濁水の流出を招いている。継続的な啓発に加え、深水でも田植が可能な GPS 付の田植機に導入や、代かきの不要な乾田直播技術などの普及を推進する必要がある。

また、各市の農業組合長会議において、管内の農業濁水状況の情報共有と対策の徹底

を周知した。「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」において、各市担当者および集落と共同で現地の確認を実施し、濁水防止の徹底を呼び掛けた。

【甲賀農業農村振興事務所】

管内透視度調査地点のうち、重点河川に位置付けている杣川を重点的にパトロールし、周辺水田の状況について確認・啓発等を行った。引き続き、関係集落等への啓発と現地ほ場の調査を行う。

4月18日に関係機関等（甲賀町稲作経営者部会、JA、当所等）で、杣川流域を含む甲賀町内の農業排水対策の巡回啓発活動を実施し、農業者自らが濁水流出防止を呼び掛けた。また、甲賀市、湖南市での農業改良組合会議にて、農業濁水流出防止の啓発と地元での実施について依頼した。関係機関連携会議において、濁水について一層の啓発を依頼した。

【東近江農業農村振興事務所】

県内で特に透視度の低下が課題となっている白鳥川については、例年の採水による透視度調査を継続するとともに、流域を啓発の重点地域として啓発パトロールを行い、意識啓発に努めた。また、漁業に関連する日野川についても、啓発パトロールを実施するとともに、河川合流箇所等、農業排水が流入する地点において透視度調査を実施した。

農業濁水の流出防止は、長年にわたって取り組まれてきた課題であり、多くの農業者の協力により一定の成果が見られてきたものの、東近江管内の透視度は県平均を下回っている。今後、さらに農業濁水の流出防止を推進していくためには、濁水流出の水稻栽培におけるデメリット（地力の低下等）について広く情報発信し、さらに意識啓発を進めていく必要がある。

関係機関との連携では、市町、JAと連携して集落巡回指導を実施した。

【湖東農業農村振興事務所】

宇曾川水系・矢倉川で農業排水パトロールを行い、農業濁水発生防止に向けた活動を行ってきた。令和7年4月には、農業組合長へ「農業濁水防止のための管理作業マニュアル(手順書)」を配布した。また、令和8年3月上旬に、湖東地域農業センターと連携し、管内農業者を対象に「濁水を出さない農業技術の実演会」を開催する予定で、畔塗り作業を実際に見てもらい、漏水防止や作業時のポイントについて理解促進を図る。

当所農産普及課では、これまでからも農業排水発生防止の技術啓発のための現地研修会等を実施しており、平成25年はレーザーレベラーによる均平作業実演会、平成26年～29年、令和6年は浅水代かき実演会、令和元年は無人トラクター・フルオート田植機、令和2年～3年は自動直進アシスト田植機、令和4年は自動直進トラクターによる浅水代かき作業、令和5年は自動直進田植機の各種実演会を開催してきた。

また、令和2年～4年には、普及計画で農事組合法人をモデルに濁水流出防止に向けた技術の実証および技術の導入支援を行った。

毎年、湖東地域農業センター水田農業部会の研修会において、各市町および関係機関の担当で宇曾川の河口から上流域まで透視度調査を行い、農業排水に対する現状確認および意識統一を図っている。

【湖北農業農村振興事務所】

透視度の低い4河川（余呉川（支流）、田川、丁野木川、血川）を重点河川に指定し、大型連休を含む4/30～5/15に流域集落に対して広報車によるパトロールを重点

的に行った。また、環境こだわり農産物認証制度の対象ほ場における濁水流出防止状況も期間中に確認し、重点河川流域集落を中心に巡回を行い、指導啓発に努めた。

今年度の透視度は、前年度と比較して、すべての河川で透視度は低下した。今後も引き続き重点河川パトロールを行う。

4月8日に農業排水対策会議を開催し、昨年の農業排水対策および調査結果の共有と意見交換を実施した。今年度の啓発パトロール、透視度調査等について依頼し、連携を強化した。

【高島農業農村振興事務所】

調査地点として設定する流域での強制落水やかけ流しは確認されなかった。しかし、降雨に伴う透視度の悪化が見られることから、河床の泥砂の巻き上げ以外にほ場からの溢水の影響も排除できないため、浅水代かきの実施等引き続き啓発指導を行っていく。

高島市と連携し、濁水流出防止状況を確認するとともに、旧町村での農業組合長会議の場で啓発と注意喚起を実施した。また、管内の関係機関に対して農業濁水の発生状況を共有するとともに次年度に向けた啓発策を協議した。

(I) 各地域における普及啓発活動等

<大津・南部地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
啓発活動	R7. 2	全農業者	情報誌「大津・南部の農業」春号による啓発	各戸配布	農産普及課、JA	13,000戸に配布した。
	R7. 4. 17 ～ R7. 5. 26	期間中 15回	・広報車によるパトロール、啓発 ・広報活動と濁水状況調査の実施 ・濁水流出があった場合の指導	広報車での広報、ほ場漏水の確認指導	農産普及課、田園振興課	パトロール延べ人数 30名
	R7. 4～	随時	農業排水対策についての現状報告および農業者への協力依頼	資料配布と啓発	農産普及課、各市農政主務課、JA	各市の農業組合長会議にて資料配布と啓発を行った。
	R7. 5	7組織	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策取組集落に対し、制度説明と共に農業排水対策について啓発	現地確認	田園振興課、各市農政主務課	溝畔からの漏水防止対策について、適正に実施されていることを確認した。
水質調査等	R7. 4. 17 ～ R7. 5. 26	期間中 15回	パトロール時に12地点で透視度調査	100cm透視度計	農産普及課、田園振興課	R7平均透視度 41.3cm (参考：R6平均透視度47.2cm)
農業排水調査	R7. 5	7集落	環境こだわり農産物に取り組む集落等において農業排水の管理状況調査を実施	現地確認	農産普及課、各市農政主務課	適正に管理されていることを確認した。

< 甲賀地域 >

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
関係機関連携会議	R7. 4. 1	1回	実施方針、活動計画に関する打合せ	活動計画	農産普及課 田園振興課	
	R7. 4. 4 R7. 4. 9	2回	啓発活動計画の検討 啓発意欲の醸成	意見交換	農産普及課 各市、JA	
啓発活動	R7. 3. 18	1回	農業者へチラシを配布し、 農業排水対策を啓発	啓発用チラシ (各農事改良 組合配布)	農産普及課 市、JA、地域農 業センター	配布部数 約850部
	R7. 4. 2 ~R7. 4. 8	7日間	有線放送による広報	有線放送	農産普及課 あいコムこうか	
	R7. 4. 17 ~ R7. 5. 25	期間中 14日間	広報車による啓発パトロー ルを環境こだわり農産物認 証の濁水流出防止の確認も 兼ねて、実施	広報車 (スピーカー) 広報用音声 データ	農産普及課 田園振興課	パトロール延べ人 数 28名
	R7. 4. 18	1回	農業排水対策にかかる集落 巡回 (甲賀町)	広報車・軽ト ラックによる 広報活動、取 組を普及現地 情報で発信 し、県HPで公 開	農産普及課、 JA、農業者	参加農業者5名
	R7. 5. 7 R7. 5. 8 R7. 5. 9	3日間	世代をつなぐ農村まるごと 保全向上対策に取り組む集 落 (9集落/89集落) に対 し、適切な濁水防止対策が 実施されているか、環境こ だわり農産物認証の濁水流 出防止の確認も兼ねて、現 地確認および指導を行っ た。	透視度計 (100cm計)	農産普及課 田園振興課 市 集落代表者 湖南市1集落 甲賀市9集落	丁寧な透視度調査 の実施状況などを 聞き取りすること ができた。状況を 把握しながら濁水 管理していること を確認できた。
	R7. 12. 12	1回	農業者に配布する広報誌 で、農業排水対策について 掲載	当課広報誌： グリーンカル チャーこうか (各農事改良 組合配布)	農産普及課	配布部数 約7000 部
水質調査等	R7. 4. 17 ~ R7. 5. 25	期間中 14日間	主要な5河川の9地点を巡回 し、うち8地点で水質(透視 度)を調査。	広報車 透視度計 (100cm計)	農産普及課 田園振興課	期間中の平均透視 度 R7 : 41.5cm (R6 : 46.3cm) 4月25日以前は降雨 量が昨年度に比べ 少なかったことか ら、日平均透視度 は71.0cmと令和6年 度(55.2cm)と比 べ高くなった。 4月26日~5月13日 の期間の日平均透 視度は昨年並み (30.0cm)となっ た。 5月14日以降は定期 的な降雨の影響に より透視度は40cm 程度を維持し、期 間中の日平均透視 度は36.5cmと昨年 並み(37.0cm)と なった。

<東近江地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
啓発活動	R7. 4. 5 ～ R7. 5. 13	-	農業組合長会議において啓発資料を配布し、農業濁水流出の注意喚起を行った。	資料配布	管内各市町 管内各JA 農産普及課	近江八幡市105組織 東近江市220組織 日野町70組織 竜王町27組織
	R8. 2	1回	農業排水対策啓発チラシを送付予定。	チラシ送付	管内各JA 農産普及課 田園振興課 東近江地域農業センター	関係機関に農業排水対策啓発チラシを送付し、農業者への啓発につながる。
啓発活動 透視度調査	R7. 4. 16 ～ R7. 5. 26	期間中 16回	広報車による啓発パトロールと透視度調査を実施した。	期間中に広報車2台で実施	農産普及課 田園振興課	・23河川33地点で透視度の調査を実施した。 ・白鳥川流域・日野川流域の集落へ重点的に啓発パトロールと透視度調査を行った。 <平均透視度> 今年度：25.2cm 過去5年間：25.7cm
推進会議	R7. 4. 16	1回	昨年度の農業排水対策の概要と結果および本年度の活動計画等について、資料送付により情報の共有を図った。	資料送付	管内各市町 管内各JA 農産普及課 田園振興課 東近江地域農業センター	昨年度の農業排水対策の概要と結果および本年度の活動計画等について、関係機関と共有した。
集落巡回指導	R7. 4. 24 ～ R7. 5. 12	期間中 6回	各市町・JAと連携し、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動に取り組む組織を対象に、農業排水の実態把握のための現地確認と現地指導を実施した。	現地確認 現地指導	管内各市町 管内各JA 農産普及課 田園振興課	農業排水の管理意識が醸成され、濁水流出防止につながった。 近江八幡市6組織 東近江市17組織 日野町6組織 竜王町3組織
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動	R7. 4 ～ R7. 5	-	透視度調査を実施した。	透視度調査	まるごと活動 組織	農業排水の管理意識が醸成され、濁水流出防止につながった。 近江八幡市2組織 東近江市2組織 日野町47組織 竜王町26組織

<湖東地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
啓発・広報活動	R7.4月	—	農業組合長会議にて啓発を実施。	啓発資料の配布と啓発	農産普及課、各市町	
啓発・広報活動	R7.4月	—	農業組合長会議にて農業排水の啓発を実施。	啓発資料の配布と啓発	農産普及課、各市町	
啓発・広報活動	R7.4.17	—	Facebookにて浅水代かきについて発信。	Facebook	農産普及課	
関係機関担当者会議の開催	R7.5.2	1回	過年度の農業排水対策実績の共有およびR7年度実施計画説明と現地調査。	透視度調査結果 現地調査 他	農産普及課、各市町、JA東びわこ、湖東地域農業センター	濁水発生状況の経年変化を共有し、管内関係機関への濁水防止の意識統一と改善支援策の検討が実施できた。
啓発・広報活動	R7.5.8	—	普及現地情報にて農業排水対策研修会開催について発信。	普及現地情報	農産普及課	
啓発・広報活動	R7.4.16 ～ R7.5.26	期間中 17回	広報車による管内啓発パトロール、巡回指導を実施。	ほ場排水路確認等による巡回指導	農産普及課、田園振興課、各市町	
農業排水対策調査等	R7.4.16 ～ R7.5.26	期間中 17回	2河川(宇曾川水系・矢倉川)12地点での透視度調査および濁水状況の記録。	透視度計を用いた濁度調査	農産普及課、田園振興課	宇曾川10地点の平均透視度はR6より1.9cm低下した。しかし、宇曾川河口の透視度は、過去20年間(調査期間4.17～5.18)の平均値(20.8cm)より高かった。
啓発・広報活動	R8.2月	—	農業者に配布する広報誌で、農業排水対策について掲載。	当課広報誌：湖東普及だより(管内農業者へ配布)	農産普及課	配布部数 約4700部
実演会の開催(見込み)	R8.3	1回	甲良町池寺地先にて、集落営農の担い手である若手オペレーターや集落営農組織、認定農業者等を対象に、「濁水を出さない農業技術の実演会」として畔塗りの実演会を開催予定。	畔塗りの実演	農産普及課、湖東地域農業センター、(農)グリーンファーム池寺	
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策取り組み集落への指導	R7.4.21 ～ R7.5.13	期間中 6日間	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかる農業濁水削減に取り組む活動組織への現地確認および巡回指導。	—	田園振興課、農産普及課、各市町	取組組織数：15組織

<湖北地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
重点集落指導	R7. 4. 30 ～5. 15	大型連休期間の8日間	重点指導河川流域パトロール 4河川流域を対象に巡回啓発活動	広報車（マグネット、スピーカー、アンプ、イエローカード、止水板）	農産普及課、田園振興課	パトロールの延べ人数16名
	R7. 4. 30 ～5. 1	期間中2日間	こだわり農産物水稲ほ場巡回	広報車（マグネット、スピーカー、アンプ、イエローカード、止水板）	農産普及課	管内で当制度に取り組む全ほ場のうち、約18%を確認。確認ほ場のうち、一筆にカードを設置。
重点集落指導 【世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策】	R7. 5	3日間（17組織）	農業排水現地調査 取組組織（集落）の濁水発生防止状況を確認	野帳 啓発資料 100cm透視度計	田園振興課、農産普及課、市、活動組織代表者等	
関係機関連携	R7. 4. 8	1回	農業排水対策担当者会議 R7年度における普及啓発活動の実施計画 各市およびJAにおける農業排水対策の取り組み 意見交換	R7年度農業排水対策事業計画書、R6年度実績資料、県推進資料、技術対策推進資料、啓発パンフレット	農産普及課、田園振興課、地域農業センター、市、JA	4月8日に農業排水対策会議を開催し、昨年の農業排水対策および調査結果の共有と意見交換を実施。今年度の啓発パトロール、透視度調査等について依頼し、連携を強化した。
啓発活動	R7. 4～ R8. 3	随時	市、JA等の広報紙への記事掲載 農業排水対策啓発用チラシの作成・配布 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策等各種事業説明時の啓発 啓発用幟旗・ポスターによる啓発 水稲栽培研修会、担い手研修会、農作業安全研修会、青年農業者研修会や湖北指導農業士会、湖北農業経営者会などの研修会で啓発	啓発用チラシ	農産普及課、田園振興課、地域農業センター、市、JA	
	R7. 4～ R8. 3	随時	農業組合長会議ならびに農談会で啓発 稲作現地指導 巡回指導	推進資料等 生産者に直接指導	農産普及課、地域農業センター、市、JA	
水質調査等	R7. 4. 17 ～ R7. 5. 26	期間の隔日実施	10河川14地点において透視度調査の実施（平日、休日午前） 各市も独自地点で多数透視度調査を実施	100cm、50cm透視度計	農産普及課、田園振興課	14地点河川透視度平均47.3cm

<高島地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
普及啓発推進（資料による啓発）	R7.3月3日～		生産者あてに啓発資料配布（市内）	農業排水対策啓発資料	農産普及課	
普及啓発推進（啓発活動）	R7.4.17～ R7.5.25	市内各地 期間全日	1. 巡回広報 2. 行政無線による指導啓発 3. 啓発用のポスターによる啓発 4. 啓発用チラシの配布	活動報告書	農産普及課、田園振興課、高島市農業政策課	22名のパトロール班により、延べ14日間の巡回広報を実施した。
水質調査等	R7.4.17～ R7.5.25	期間全日	県調査河川：6河川・6地点	100cm透視度計	農産普及課、田園振興課	上記と併せて実施。 平均55.45cmと前年度比約7cmの低下。 3地点で透視度が悪化し、特に鴨川での悪化程度が大きい。
その他	R7.5.8～ R7.5.9	高島市内5組織（77集落）	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策対象集落に対して、農業排水対策の取り組みを調査	現地確認	農産普及課、田園振興課、高島市農村整備課、活動組織	高島市役所農村整備課と共に、農業排水対策の実施を確認した。
その他	R7.5.1, 14,26		市民より通報のあった特定河川において透視度調査と資料配布による啓発を実施	現地確認・100cm透視度計・農排対策啓発資料	農産普及課、田園振興課、高島市農業政策課	代かき期の透視度悪化が見られることから、田植期前の啓発・実演会の開催等を検討する。

イ 環境こだわり農業の推進

本県では、平成15年に「環境こだわり農業推進条例」を制定し、より安全・安心な農産物の生産とともに、農業排水の適正な管理など、琵琶湖をはじめとする環境と調和のとれた農業生産を推進している。

その中でも、農薬や化学肥料の使用量を通常の半分以上に減らすとともに、琵琶湖や周辺の環境に優しい技術で栽培する農産物を「環境こだわり農産物」として県が認証している。特に、水稻については「水田からの濁水の流出防止」を必須の環境配慮技術として設定している。



“認証マーク”

～環境こだわり農産物の栽培に対する支援～

環境こだわり農産物の生産とあわせて、温暖化防止や生物多様性保全、水質保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、「環境保全型農業直接支払交付金^{※1}」により支援を行った。

取組面積に応じた支援
(環境保全型農業直接支払交付金)



支援対象の取組

環境こだわり農産物の栽培

※1 「環境保全型農業直接支払交付金」

環境こだわり農産物の栽培に取り組んだ上で、下記①～⑦のいずれかの取組を実施する場合は対象

(令和7年度から取組のメニューが変更)

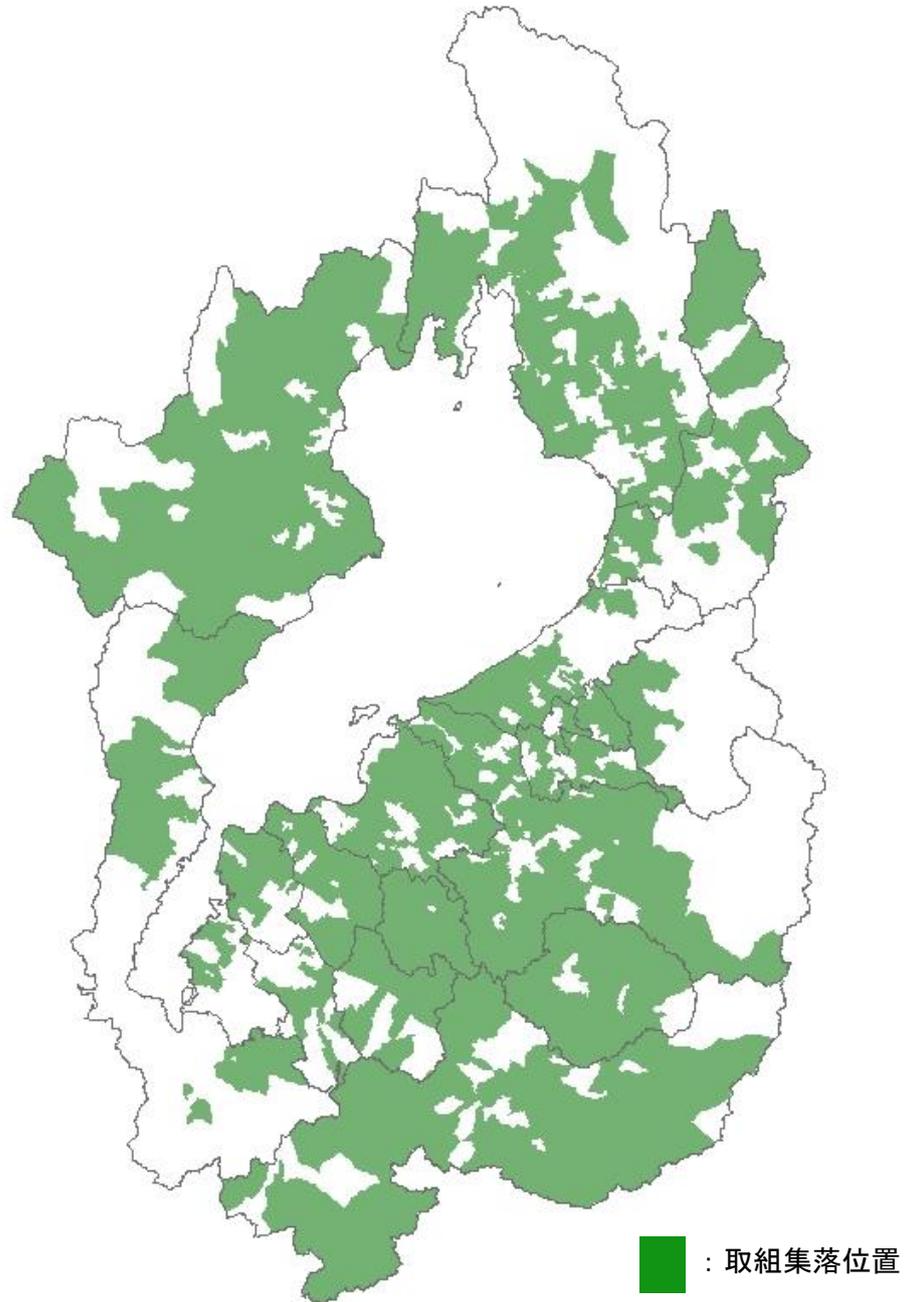
支援対象の取組

- ① 有機農業
- ② 堆肥の施用
- ③ 緑肥の施用
- ④ 総合防除
- ⑤ 炭の投入
- ⑥ 樹脂製の被膜を用いない緩効性肥料の利用および長期中干し
- ⑦ 殺虫殺菌剤・化学肥料を使用しない栽培

ウ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

(7) 共同活動への支援

農地や農業用水路などの地域資源、農村の豊かな自然環境を、農家だけでなく自治会や子供会など非農家の参加によって守る、地域ぐるみの「共同活動」に対して支援を行っている。



世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

図3 令和7年度取組集落位置図

この共同活動においては、生態系や水質などの農村環境の保全を図る活動が実施されている。

特に、代かき・田植時期の水田からの濁水が、地域の環境や琵琶湖の水質に影響を与えていることから、農業排水対策は共同活動の必須の取組となっている。

具体的には、各集落で水守当番を設けて、定期的に排水路溝畔の漏水の有無の確認や透視度調査を実施している。

透視度調査結果（図4）は、各活動組織による透視度調査結果をまとめたものであり、どの地区においても「代かき前期」から「代かき中期」にかけて透視度が低下し、「代かき後期」から「田植え期」にかけて透視度が改善する傾向が見られた。また令和6年度と比較するとすべての時期で2~3cm程度透視度が改善した。

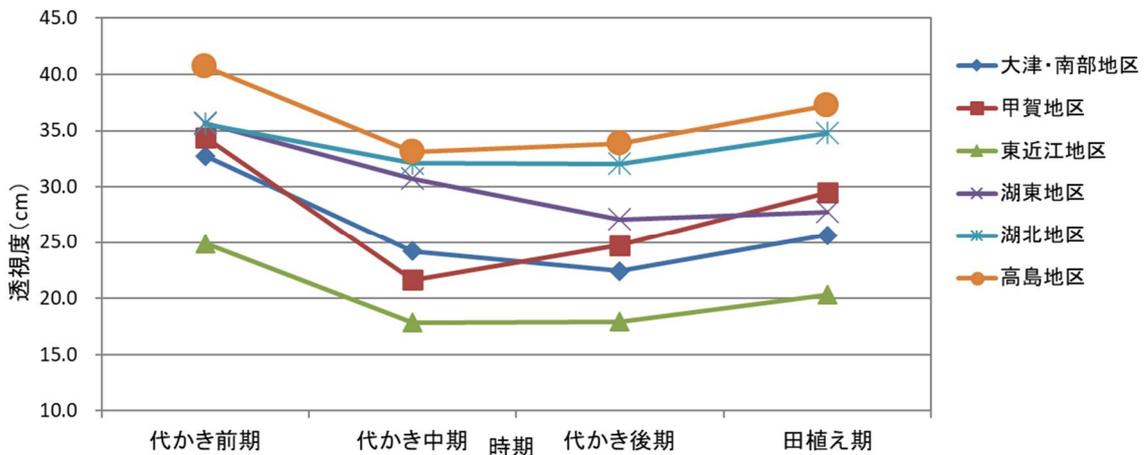


図4 令和7年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策における県内の透視度調査結果
※代かきや田植えの時期は、地域によって異なるため、具体的な月日は明記していない

(イ) 魚のゆりかご水田プロジェクト

農村環境は、農業者の生産活動により維持されている二次的な自然環境であり、農村地域での農業振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成等の多面的機能の発揮という観点からも重要である。

本県では、琵琶湖と水田との間を魚が行き来していた、かつての生命あふれる田園環境を再生し、生きものと人が共生できる農業・農村の実現を目指す「魚のゆりかご水田プロジェクト」を平成18年度から実施している。



図5 水路を遡上するフナ

この取組は、フナやコイ、ナマズなどの魚類が遡上できるように排水路を改修するものであり、排水路に設置する堰上式魚道によって濁水の流出防止が図れるなど、農業排水対策の面でも期待できる（図5、6）。



図6 魚のゆりかご水田イメージ

(2) 施設整備等

ア 農業排水循環利用促進事業

【事業主旨】

琵琶湖を健全で豊かな湖として保全および再生を図るため、農業排水による汚濁負荷の軽減について集落単位での取組に加え、流域単位の対策を一体的に実施する必要がある。

これには、循環かんがい施設や反復利用施設を活用した排水の循環利用や、適正な水管理の徹底による節水と排水の抑制などを進めることが重要である。

そこで、琵琶湖や周辺環境への負荷軽減に対する取組に支援し、継続した取組となるよう推進した。

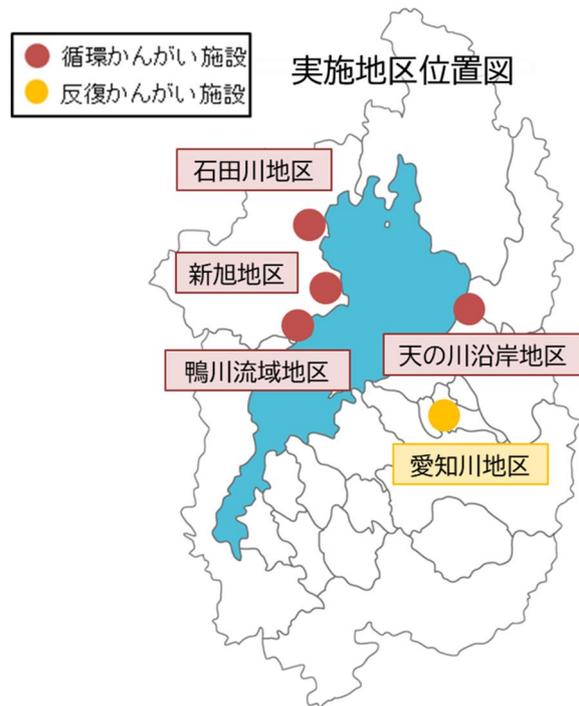


図7 農業排水循環利用促進事業実施地区

【事業内容】

(7) 農業排水循環利用促進事業

協議会（市町、土地改良区、関係集落等で構成）が既存の循環かんがい施設などを活用し、農業排水を循環利用する取組や、この取組にあたって発生する散在性ゴミの除去処分、機器のメンテナンスといった作業にかかる掛かり増し経費（排水循環利用の取組を行うことで、追加的に発生する経費）に対する支援を実施した。

令和7年度は、取組を実施した5地区の協議会に対して支援を行い、約705万m³の排水を再利用し、琵琶湖へ流入する懸濁物質（SS）やチッ素、リンなどの富栄養化物質を軽減した（以上、図7～9、表3）。

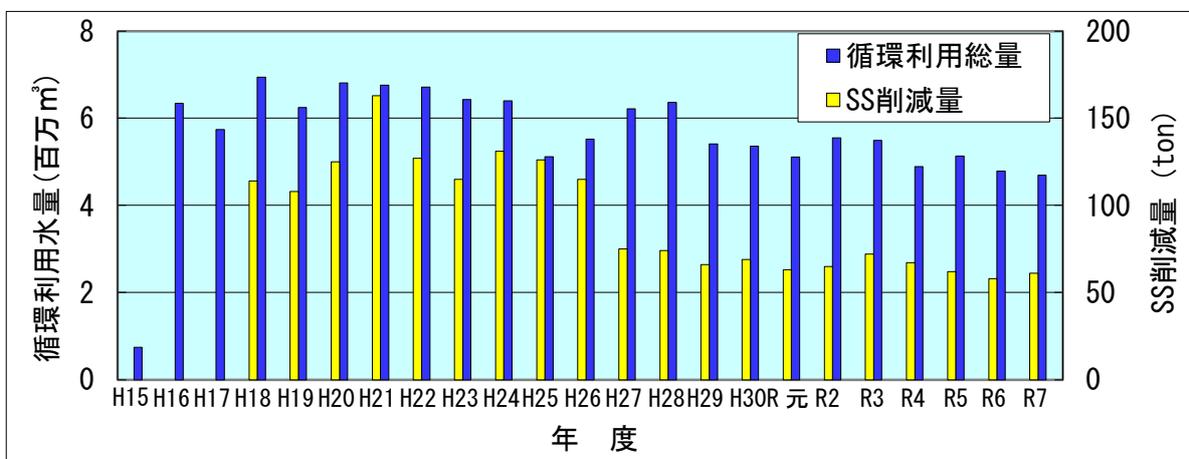


図8 循環利用水量とSS削減量の推移

※循環かんがい施設の実績のみを集計している。

表 3 農業排水循環利用促進事業・令和 7 年度取組実績業実施地区

地区名	所在地	集水面積（農地：ha）	取り組み内容	循環利用水量（m ³ ）
天の川沿岸	米原市	161.0	循環かんがい	1,211,466
石田川	高島市	42.3	〃	259,390
鴨川流域	高島市	404.3	〃	2,499,807
新旭	高島市	24.0	〃	718,825
計 4 地区				4,689,488

地区名	所在地	集水面積（農地：ha）	取り組み内容	揚水量（m ³ ）
愛知川	東近江市・近江八幡市 愛荘町・豊郷町	2,489.0	反復かんがい	2,362,800

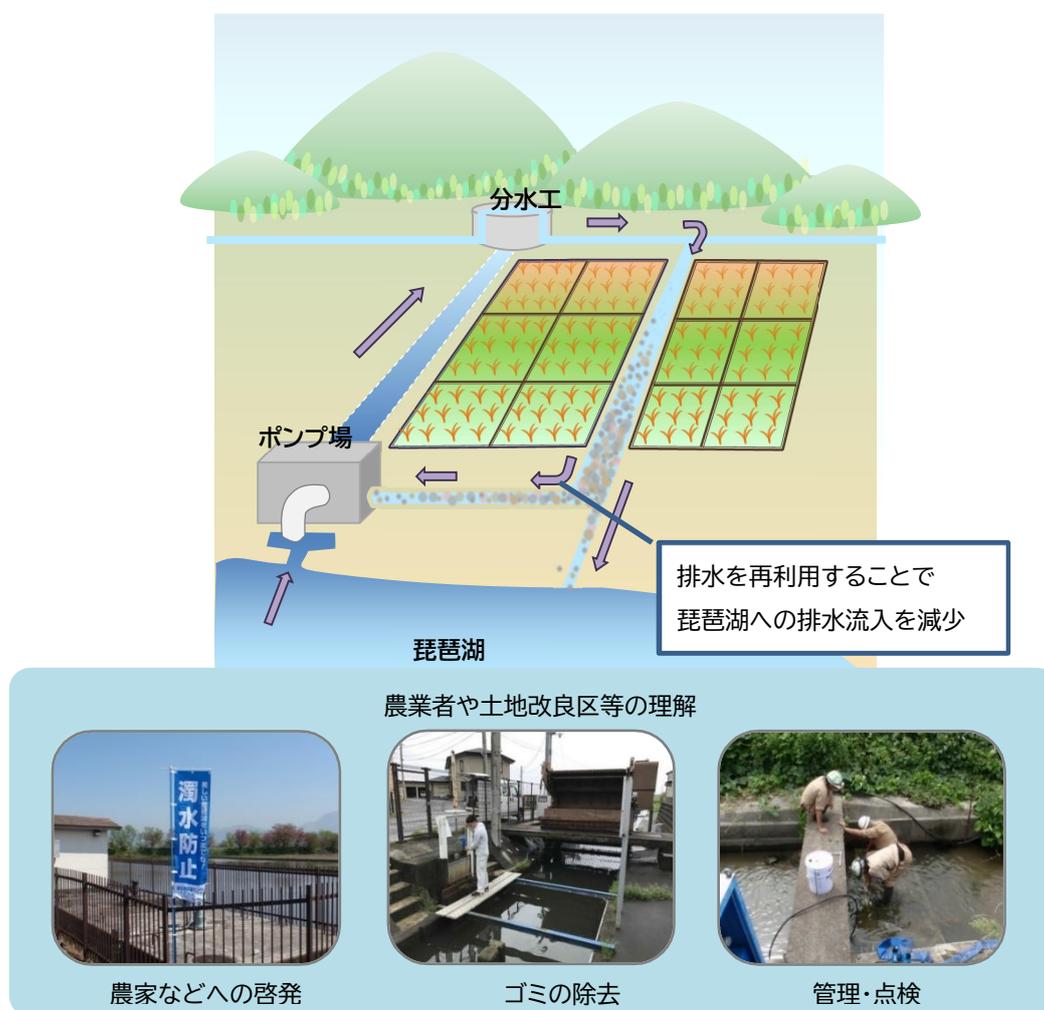


図 9 農業排水循環利用促進事業のイメージ

イ 水質保全対策事業

【事業趣旨】

琵琶湖をはじめとする湖沼や河川等の公共用水域、あるいは農村地域において、農地から流出する排水による水質や生態系等への影響が懸念されている。

このため、排水による汚濁負荷の削減を図り、公共用水域の総合的な保全に資する水質保全施設の整備と、あわせて地域による水質保全活動を強化するための体制整備を実施した。

【事業内容】

(ア) 水質保全施設の整備

農業排水の汚濁負荷削減を図るため、地域の実情に応じた対策施設の整備を行っている。

- a 農地からの排水流出を抑制する発生源対策（溝畔漏水防止対策、自動給水栓等）
- b 排水をリサイクル利用する再利用対策（循環かんがい施設等）
- c 自然浄化機能を活用した、排水の浄化対策（浄化池、浄化水路等）

(イ) 支援事業（体制整備）

水質保全施設の管理運営体制の確立や施設の試験運用、モニタリング調査による流出負荷実態の把握等を実施した。

表 4 水質保全対策事業実施地区

地区名（所在地）	着工年度	集水面積 (農地:ha)	R7年度の主な事業内容
白鳥川中流Ⅱ期（東近江市三津屋町）	H27	292.3	浄化池維持管理
高月西阿閉（長浜市高月町西阿閉）	R3	302.5	浄化水路改修
計2地区		594.8	

過年度実施地区

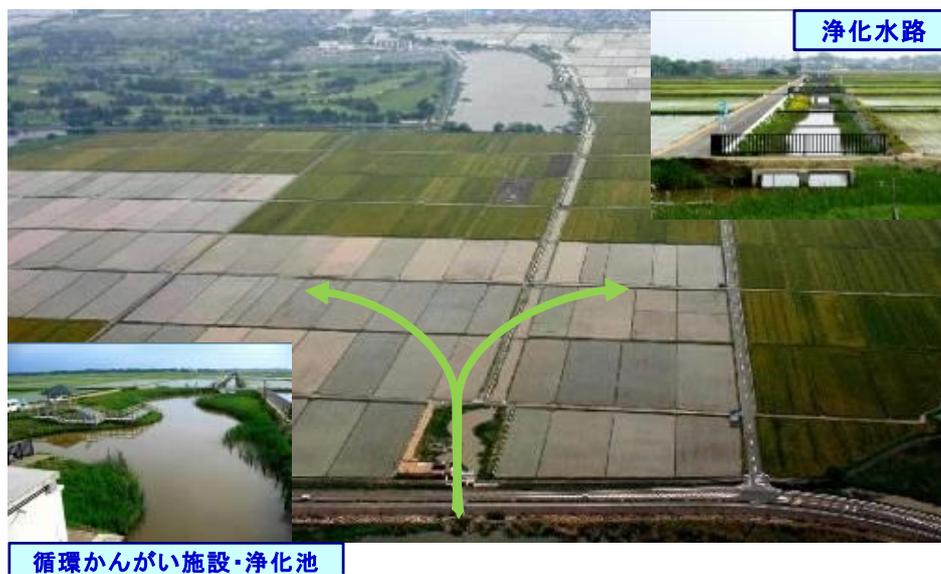


図 10 水質保全対策事業「赤野井湾(木浜)地区」全景

(3) 農業排水が流入する主要河川の透視度調査結果

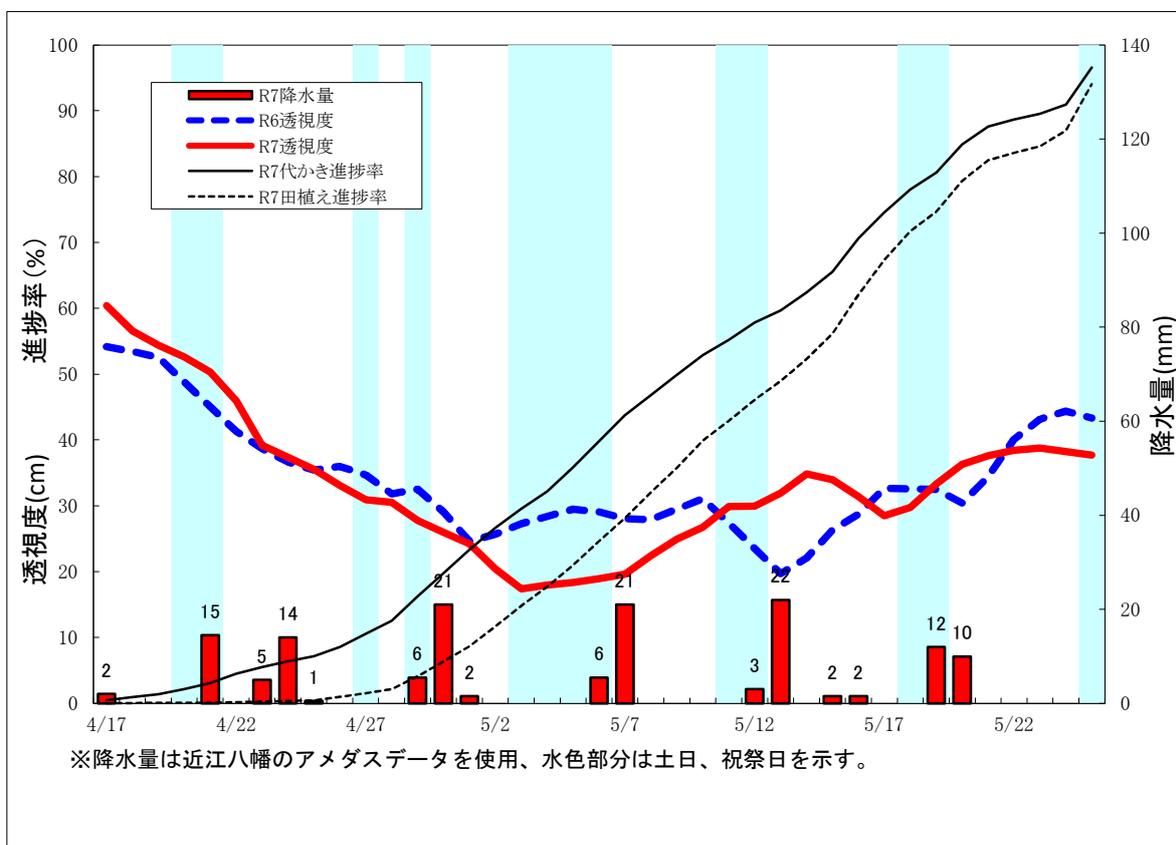
ア 令和7年の透視度調査結果

県内全域の農業排水が流入する57河川74地点の透視度について、各農業農村振興事務所により調査した（令和7年度から調査地点と方法を見直し、集計を53河川70地点に変更）。県平均の透視度は33.4cmであり、前年比-0.8cmであった。（表5、図11～17）。

表5 地域別の透視度調査結果（100cm透視度計測定値）

地域名	調査地点数	調査河川数	平均透視度		
			R6 (cm)	R7 (cm)	前年比 (cm)
大津・南部	10	10	39.1	36.5	-2.6
甲賀	7	4	37.8	41.5	+3.7
東近江	28	21	25.1	25.5	+0.4
湖東	9	7	23.2	23.0	-0.2
湖北	12	7	51.6	46.7	-4.9
高島	4	4	51.5	50.2	-1.4
県平均	70	53	34.2	33.4	-0.8

※令和7年度から集計、調査方法の変更に伴い、令和6年度の平均透視度を集計しなおした。



※降水量は近江八幡のアメダスデータを使用、水色部分は土日、祝祭日を示す。

図11 県平均の透視度(各地域の透視度を平均した値)の経日変化

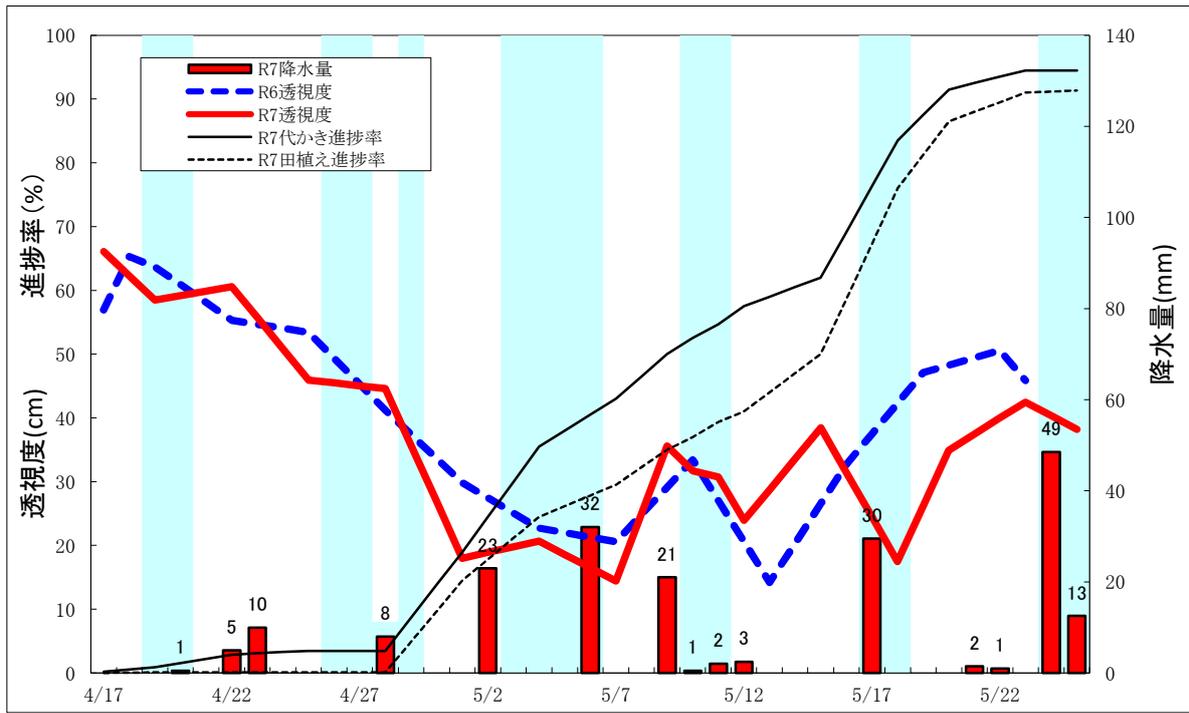


図 12 大津・南部地域の透視度の経日変化

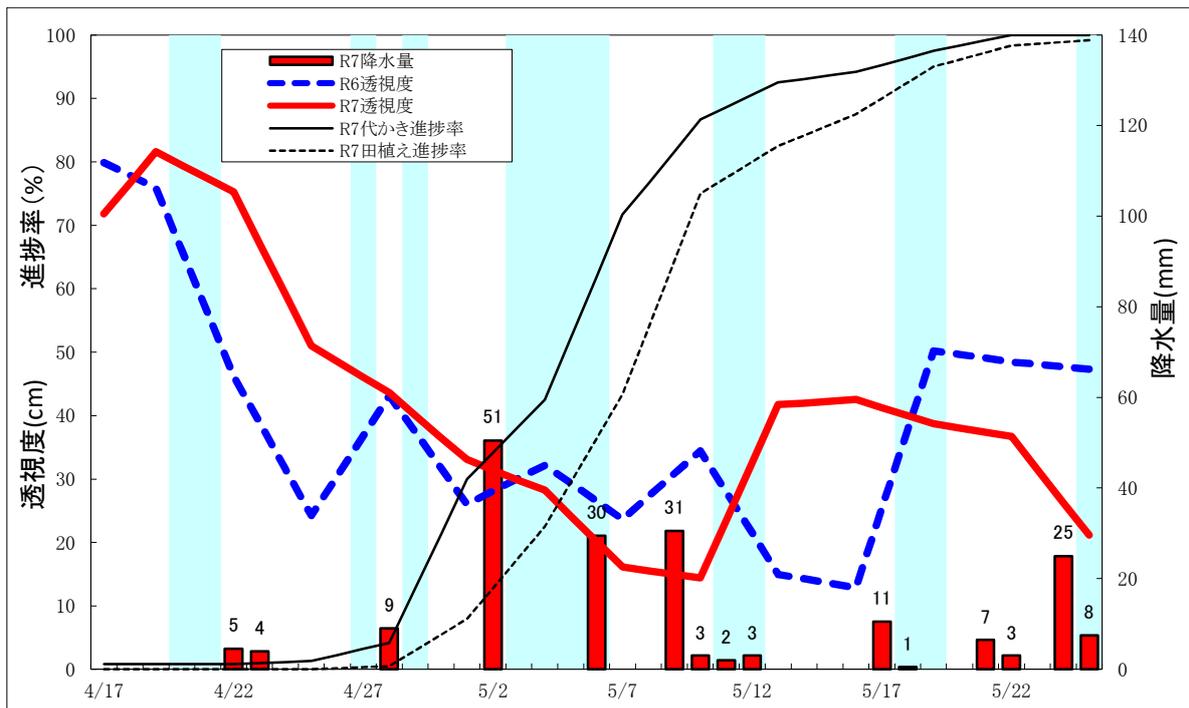


図 13 甲賀地域の透視度の経日変化

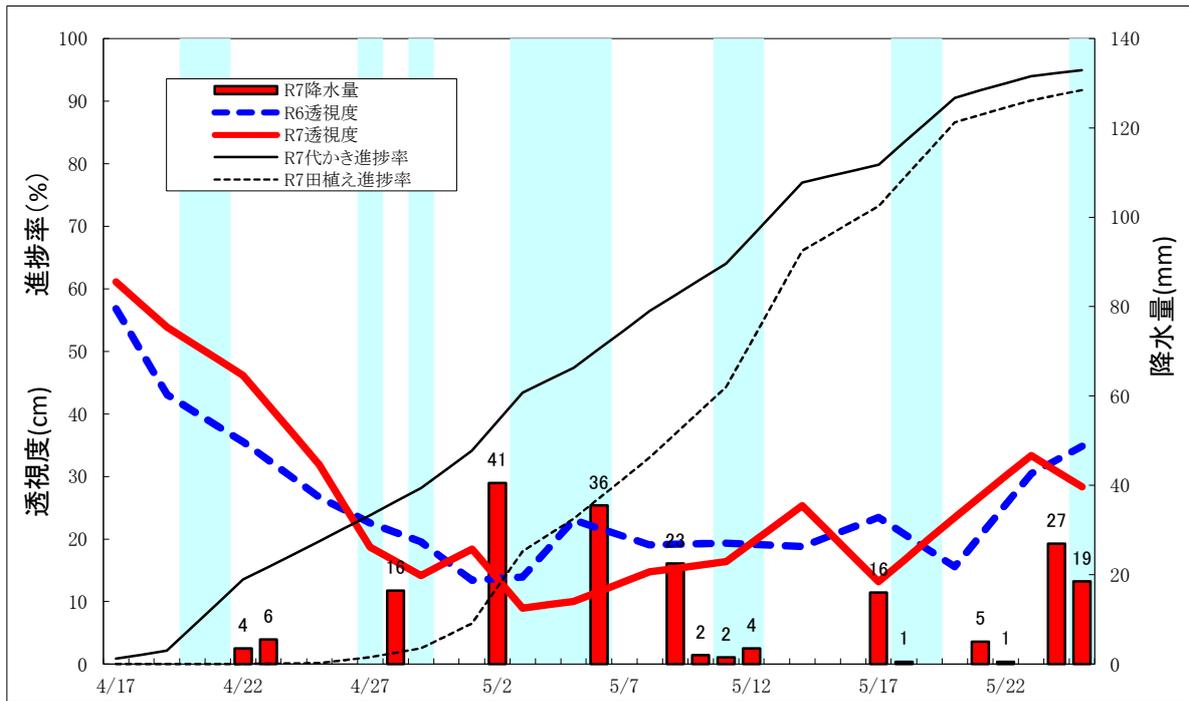


図 14 東近江地域の透視度の経日変化

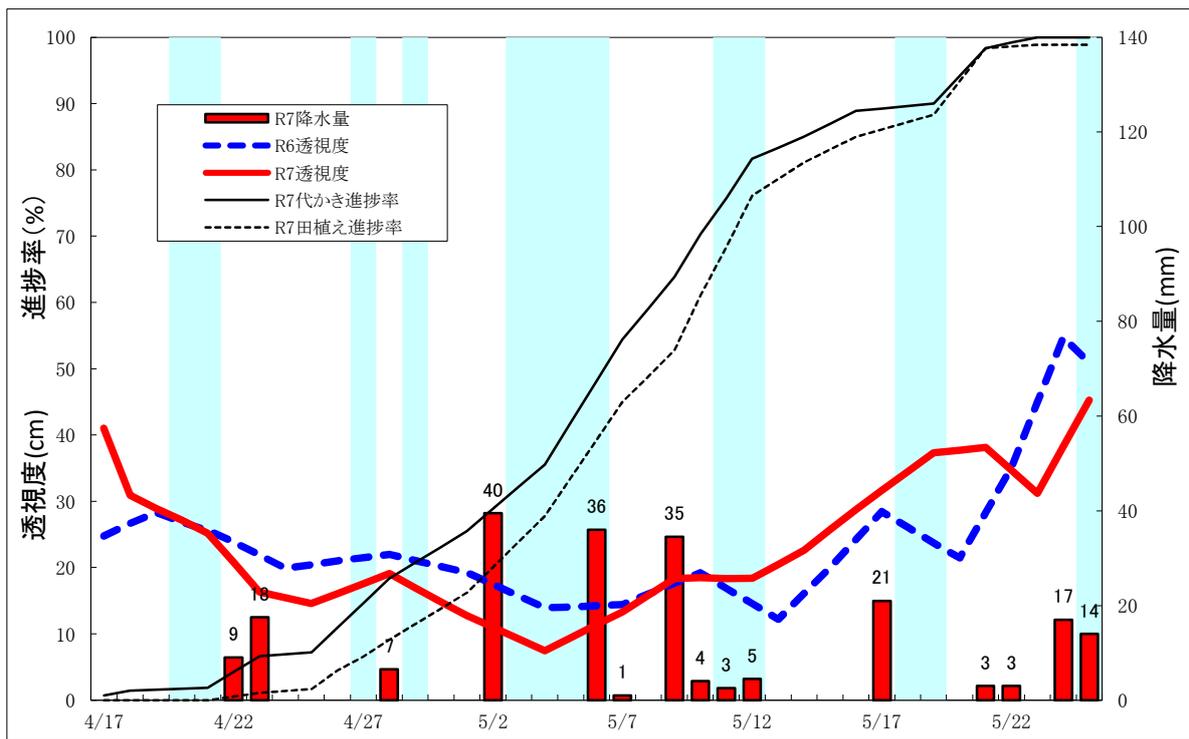


図 15 湖東地域の透視度の経日変化

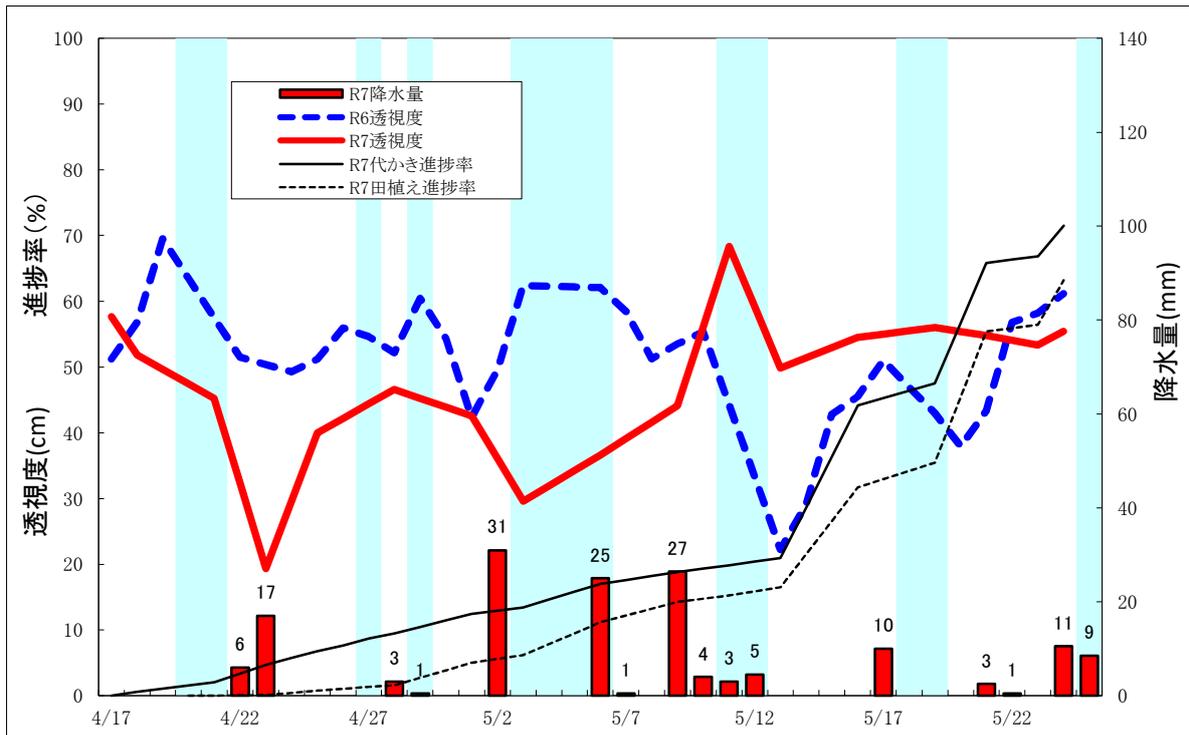


図 16 湖北地域の透視度の経日変化

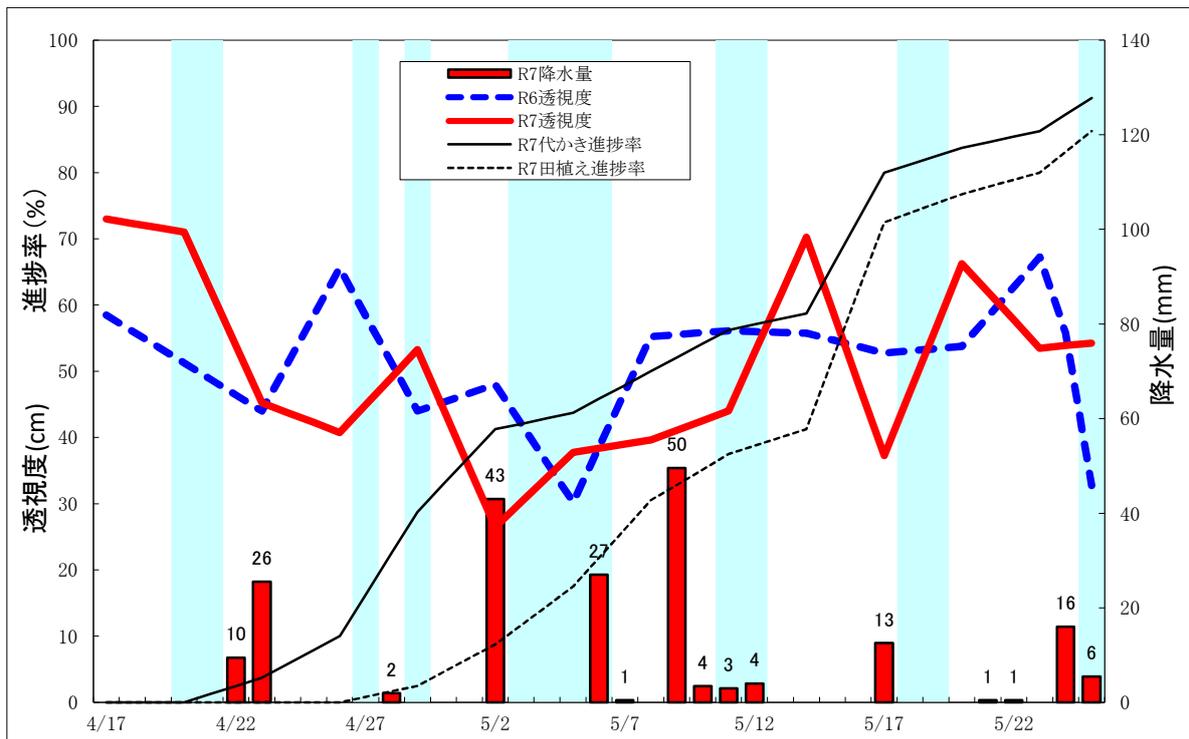


図 17 高島地域の透視度の経日変化

現場では、啓発により一定の農業濁水防止対策への認識が定着しているものの、継続的な啓発や降雨等で深水になっても強制落水が必要ない自動直進田植機の推進が必要と考えられる。

なお、集計している調査地点の 53 河川 70 地点のうち、特に漁業に関連していると考

えられる、やな漁場（河川に網を横断させる漁場）と第5種共同漁業権漁場（漁業者が魚を養育している漁場）に該当する河川は4河川9地点（野洲川、姉川、田川、天野川）あり、これらの河川の調査期間における平均透視度について、本年度は57.5cmと、全県の平均透視度33.4cmより24.1cm良い結果であった。

イ 透視度の経年変化

平成20年度（100cm透視度計を用いて調査を開始）以降の透視度の経年変化については、中長期的には改善傾向にあり、概ね透視度35cm程度を維持しているが、まとまった降雨の影響により透視度が低下するなど、近年は横ばいである（図18）。

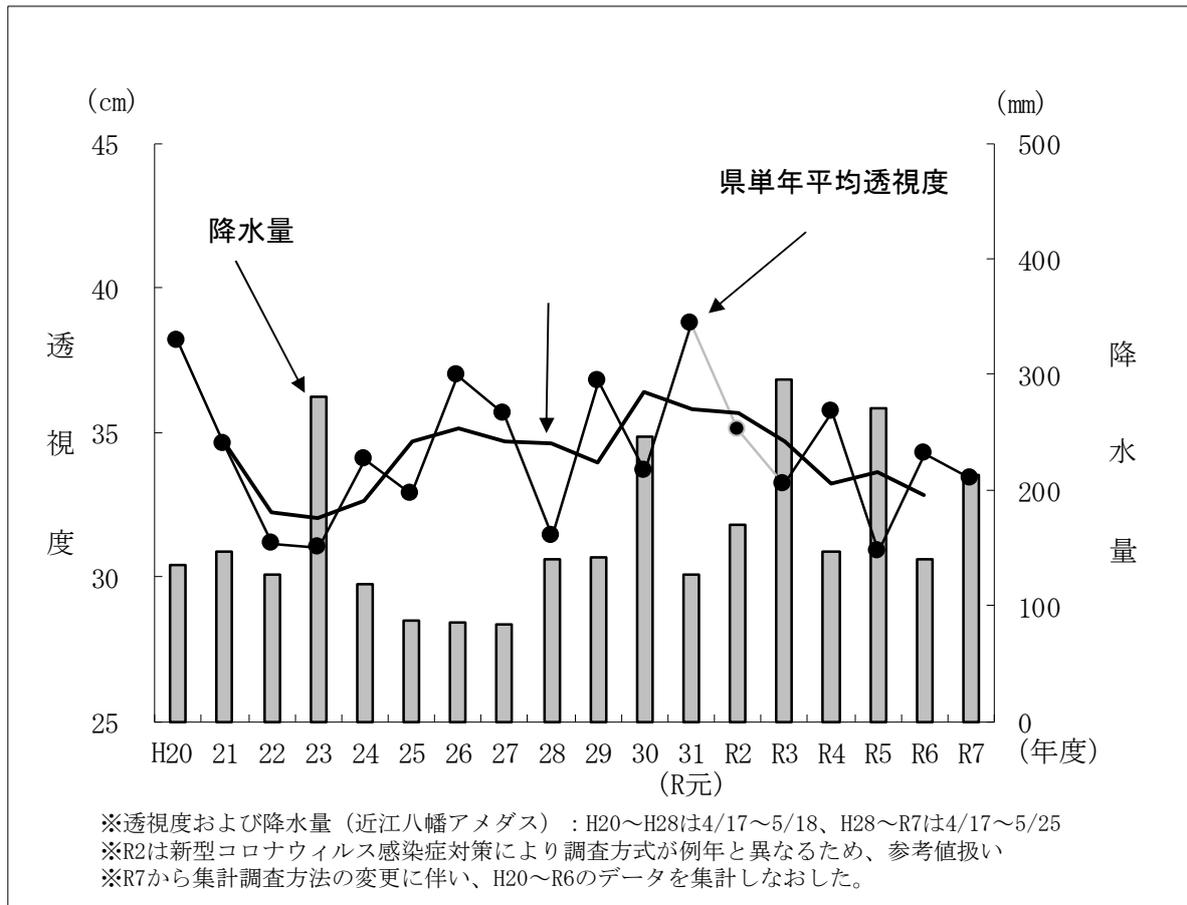


図18 県平均透視度の経年変化と降水量（100cm透視度計測定）

ウ 主要河川別の透視度の推移

下図は主な河川（調査地点）の透視度について、直近3年間（令和5～7年度）のデータを示している。令和7年度は、令和6年度と比べて、70地点中34地点で透視度が向上し、36地点で低下した（図19）。

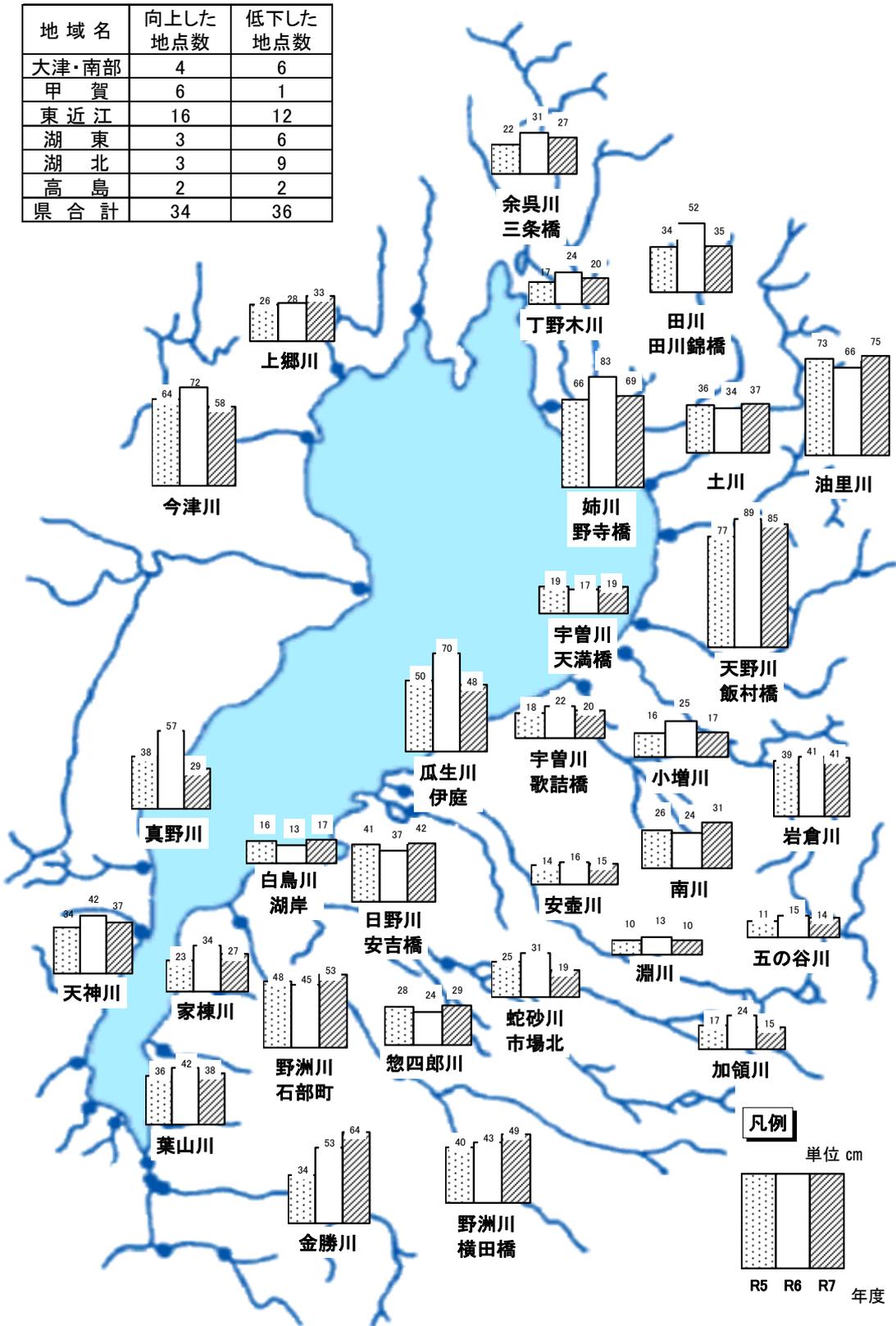


図19 県内主要河川の透視度の直近3年間の推移

エ 今後の対策

県平均透視度は、中長期的には改善傾向にあるが、近年は横ばいであり、今後も引き続き、県内全域の農業排水が流入する河川で対策を行っていく必要がある。また、アユなどの魚類は極端に透視度の低い水を忌避するといわれており、こうした日数を減らしていくことも重要である。

今後の対策としては、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」に基づき、以下の5点を重点的に実施していく。

- ① 全県での巡回パトロール。濁水流出防止チラシの全戸配布による啓発
- ② 「浅水代かき」、「直進アシスト機能付き田植機による降雨等で深水になっても、強制落水はしない移植の実践」など、管理作業マニュアル（手順書）に基づいた農業濁水対策技術の普及
- ③ 「環境こだわり農業」や「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の推進
- ④ 農業用水の反復利用や循環灌漑等による節水型・循環型ハード整備の推進
- ⑤ 農業排水の再利用に対する掛かり増し経費の支援

持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例（令和3年4月1日施行）

（一部抜粋）

第14条 県は、環境と調和のとれた農業の普及を図るため、環境こだわり農業（滋賀県環境こだわり農業推進条例（平成15年滋賀県条例第4号）第2条第2号に規定する環境こだわり農業をいう。）の推進、農業生産活動に伴って生ずる濁水の流出の防止および農業生産活動に伴って生ずる廃プラスチック類の排出の抑制に関する啓発ならびにこれらに関する技術および知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 農業濁水防止のための管理作業マニュアル(手順書) ～時期別のポイント～

これらの管理作業は、農業濁水防止のためだけでなく、水持ち改善による除草剤の効果向上、土壌の酸欠防止による生育改善につながるため、必ず実践ください。

①秋の管理作業（平耕起）

- 稲わらがきっちりとしき込まれる作業速度と耕深で実施。
- ロータリを用いる場合は、ほ場に水がたまるのを防止するため、土壌条件に応じた幅で平畦耕を実施。



②春の管理作業（あぜ塗り作業、春耕）

- あぜ塗り作業は、あぜの亀裂を防止するため、3月下旬以降の湿った土壌条件で実施。
- 雑草が発生している場合は、作業前に必ず除草する。



- 春耕は、砕土と抑草のため、乾いた土壌条件で2回程度実施。



③代かき作業（荒代、植代）

- 入水は、春耕で土塊を細かく砕いて、春雑草を抑えてから実施。
- 適量入水（土面が70%以上見える程度）で浅水代かきを実施。



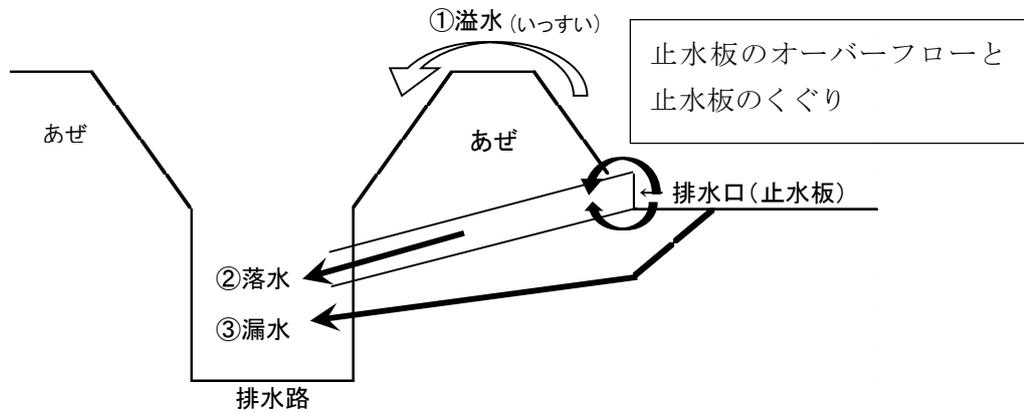
④田植え作業

- 植代から田植えまでは、原則、入水しない。
- かつ、降雨があっても落水しないことを実践。
- 田植え作業は、代かき後に田植えが可能な土壌条件になったら、速やかに作業を実施（水深3cm以下が目安）。



○ 農業濁水発生の原因と対応策

確認時期ごとに対応策を実施し、①～③の区分の濁水発生の防止に努めてください。



区分	原因	確認時期	対応策
① 溢水 (いっすい)	1 あぜの形成が不十分	入水前	・あぜの補修作業（あぜ塗り作業）
	2 深水による代かき	代かき時	・浅水代かきの励行
	3 降雨	入水後 随時	・溢水しない高さに止水板を設置
		代かき時	・浅水代かきによるリスク回避
		代かき後	・代かき後の未入水を励行
4 用水の入れっぱなし	入水後 随時	・水管理の状況把握のため、定期的には場巡回を実施	
② 落水	1 止水板の設置方法	入水後 随時	・止水板の周辺から漏水しないように止水板を設置確認
	2 代かき前の強制落水	入水後 随時	・水管理の状況把握のため、定期的には場巡回を実施
	3 田植え前の強制落水	代かき時	・浅水代かきによるリスク回避
		田植え時	・代かき後の未入水田植えを励行
③ 漏水	1 あぜやあぜ際からの漏水	入水後 随時	・水管理の状況把握のため、定期的には場巡回を実施
		入水前	・作付前に漏水箇所の点検と修繕
		入水前	・あぜの補修作業（あぜ塗り作業）
		入水前	・入水前にあぜ際をトラクタで踏圧
		入水前 から随時	・排水路のひび割れ・水漏れの点検および修繕
入水後 随時	・漏水状況把握のため、定期的には場巡回を実施		

○ 農業濁水防止のための作業法のチェックリスト

項目		技術実践前の留意事項	具体的技術のポイント		新技術等	
				チェック		
秋の管理 作業	点検	<ul style="list-style-type: none"> 前作が畑作物の場合、夏場乾燥による畦畔崩れも確認。また、モグラ等の穴を念入りに確認。 前作が水稲の場合、前作で漏水した個所に目印を設置 	<ul style="list-style-type: none"> モグラ等のあぜ際の穴を補修 			
	秋耕	<ul style="list-style-type: none"> ロータリ耕では、ほ場条件に応じて平畦耕(平面耕に溝を掘って排水を良くする)を実施し、冬季の湿潤状態を防止 	<ul style="list-style-type: none"> 平耕起(平面耕)による均平度の維持(ロータリ) 深耕による稲わらの腐熟促進(ロータリ、パワーディスク、スタプルカルチ、プラウ) 		<ul style="list-style-type: none"> レーザー均平機の利用 	
春の管理 作業	あぜ塗り	<ul style="list-style-type: none"> 特に転作跡では、あぜ塗り作業を行う(土壌の性質に留意) 	<ul style="list-style-type: none"> 亀裂防止のために3月下旬以降の作業 あぜに雑草が発生している場合は、作業前に草刈りを実施 乾いた土壌条件で作業を回避 			
	春耕	(土壌の性質に留意)	<ul style="list-style-type: none"> 1回目の春耕は、抑草対策のため3月下旬から4月上旬に実施 入水前のロータリ耕で、高い碎土率の確保と春雑草の抑制 			
代かき 作業	荒代	<ul style="list-style-type: none"> 土の移動を少なくするために、急旋回を行わないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 止水板の適切な設置によるオーバーフロー防止 入水前にあぜ際をトラクタで走行して後輪で踏圧 		<ul style="list-style-type: none"> 下流地域への濁水流出防止のための調整水田の設置 荒代後の石膏資材の散布 	
		(土壌の性質に留意)	<ul style="list-style-type: none"> 土面が70%以上の割合で作業を実施 			
	植代	(土壌の性質に留意)	<ul style="list-style-type: none"> 代かきを植代1回で仕上げる場合は、土面70%以上の割合で作業を実施 			<ul style="list-style-type: none"> 代かき作業時のGPSガイダンスの利用
		<ul style="list-style-type: none"> 水田ハローのポジション(耕深)を確認(水田ハローの爪は、ロータリ爪より短いため、ロータリによる荒代時のポジションでは浅すぎるため) 土の移動を少なくするために、急旋回を行わないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 荒代後の植代の場合は、凸部の土面がわずかに見える水深で作業を実施 			
植代後		<ul style="list-style-type: none"> 植代後には、田植前の強制落水を防止するために極力入水しないこと 				
田植え 作業	田植	<ul style="list-style-type: none"> 田植えが可能な土壌条件になったら、速やかに作業を実施→地域の条件に応じて設定(土壌の性質に留意) 	<ul style="list-style-type: none"> 強制落水なしに田植え作業を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 自動直進田植機(直進キーブ or GNSS)の利用 	
共通事項			<ul style="list-style-type: none"> 適切な作業計画の策定と実践(作業工程表の作成、営農管理システム等の活用) 			
			<ul style="list-style-type: none"> 集落内での研修会の開催 			
			<ul style="list-style-type: none"> 水管理の状況把握のため、定期的なほ場巡回の実施 			

農業濁水対策技術

自動直進田植機(水深が深くても田植え可能)

◆技術概要

- 自動直進田植機はGPSを活用して自動で直進走行する。高度な技術を必要とせず、誰でも簡便に真っ直ぐな移植作業が可能。



◆効果

- 7～8cm程度の深水でも落水せずに田植えが可能。
- 生育・収量への影響なく、田植え前の強制落水を防止する効果がある。



◆留意点

- 「農業濁水防止のための管理作業マニュアル※」(手順書)の実践を前提とし、降雨等で深水になった場合の強制落水を防止するための技術である。
- GPS搭載に掛かり増し経費として、約50万円/台が必要。
- 欠株防止のため、植え付け深の調整が必要。

※あぜ管理の徹底、浅水代かき、代かき後の管理 など

各地域における啓発等

①普及現地情報

普及現地情報



発信年月日:令和7年(2025年)4月22日
所属名:東近江産普及課東部
番号:D25001
発信者名:井上、西村

令和7年度農業排水パトロールを開始

令和7年度の農業排水パトロールを4月16日より開始しました。各河川の調査ポイントの透視度調査と農業者への啓発活動を最終5月26日まで実施します。

東近江地域では、透視度の低下が課題となっている白鳥川や日野川等23河川33調査ポイントで透視度調査を実施しています。さらに、関係機関と連携し田植え関連作業の時期にあたる4月24日から5月12日にかけて、2市2町あわせて32集落を対象に各集落の役員とともにほ場を巡回し、強制落水等に対する指導・啓発を実施します。

昨年の管内平均透視度は25.8cmであり、一昨年と比較すると0.5cm高い結果となりました。過去5年間の平均透視度(4月17日から5月25日)と比較すると、昨年は1.2cm高い結果となります。

当課では、農業濁水流出防止に向け、パトロールと指導および啓発を強化し今後も活動していきます。



透視度調査



代かき作業の様子

普及現地情報



発信年月日:令和7年(2025年)4月28日
所属名:甲賀農産普及課
番号:C25001
発信者名:池原

生産者が自ら「濁水流出防止」を呼びかける

4月18日に、甲賀町稲作経営者部会による「濁水防止キャンペーン」の啓発活動が実施され、当課も広報車を活用して参加しました。

この啓発活動は、水稻の代かき作業が本格化する前に毎年実施されており、同部会の生産者自らが町内を巡回して、濁水防止を呼びかけるものです。

今年度は、部会員の生産者5名と、JA、当課の計7名が、軽トラック4台と広報車で町内全21集落をくまなく巡回し、濁水流出防止の広報活動を行いました。

生産者からは「少ない水資源を活用するためにも、農業濁水の流出防止は大切。」「濁水の流出を防ぐことは、私たちの農業や地域の環境を守るためにも重要。」などの意見が出ました。

今後も当課では、関係機関等と連携し、生産者自らが啓発を行う積極的な活動を支援していきます。



巡回中の様子

普及現地情報



発信年月日:令和7年(2025年)5月8日
所属名:湖東農業農村振興事務所 農産普及課
番号:F25002
発信者名:川村容、河村

農業排水対策研修会を開催

5月2日、農業排水対策における関係機関の理解を深めるため、湖東地域農業センター水田農業部会による農業排水対策研修会が開催され、各市町・JA・湖東地域農業センター・当課から13名が参加しました。

まず、当課から過去20年間の宇曾川水系の透視度データをもとに、これまでの農業排水対策の経緯と今後の課題を説明しました。その後、参加者全員で宇曾川水系の上流から河口部までの透視度を測定し、濁水の状況を確認しました。

研修会を通して、参加者はこれまでの農業排水対策の取組内容の理解を深めるとともに、河川の濁りが長期化している問題について、認識を共有しました。

当課では今後も関係機関と問題意識を共有し、農業排水の流出防止に向けた活動を継続していきます。



室内研修



透視度測定

③「グリーンカルチャーこうか 令和7年度冬号」（甲賀農業農村振興事務所農産普及課発行）一部抜粋

濁水防止！田植えまでの基本技術

毎年、4月中旬から5月下旬の代かき、田植えの時期にかけて、水田から流れ出た濁った水が河川に流れ込み、琵琶湖の濁りの原因となっています。水稻を栽培されている全ての農家の皆さんが、下記の基本技術を再確認し、農業排水対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

① 均平作業

・いねいな均平作業を行いましょう。

② 漏水防止

・畦の亀裂や穴を補修しましょう。
・排水口に止水板を設置しましょう。

③ 浅水代かきの実施

・ほ場に水を入れすぎず、土が7~8割見える状態で代かきを行いましょう。
・水に浮いたごみは除去しましょう。

④ 落水なしの移植

・代かき前や田植え前は水を落とさないようにしましょう。
・計画的な作業を行い、**強制落水は行いません!**



当事務所SNS アグリウインドこうか をチェック！



Facebook



Instagram



甲賀農業農村振興事務所では、管内の農業・農村振興情報をFacebook、Instagramで発信しています。今後もさまざまな情報を発信しますので、ぜひご覧ください。

濁水 防止

～美しい琵琶湖をいつまでも～



水と肥料を大切に!! 琵琶湖を美しく…
濁水防止

J A滋賀中央会

滋賀県の琵琶湖は、近畿地方における貴重な水源であり、その美しい景観と豊かな生態系は、地域社会や国民全体にとって重要な資産です。

また、琵琶湖は、近畿地方に住む約1,450万人の飲料水や生活用水として利用されており、その水質と生態系の保護が地域の生活を支えるためには不可欠です。

滋賀県では環境に配慮した農業を「琵琶湖システム」として推進されており、2022年には国連食糧農業機関（FAO）から「世界農業遺産」として認定されました。これは、地域の農業と環境との調和を図る取り組みとして、非常に意義深いものです。

しかし、農業に関連する問題として、農業濁水が琵琶湖の水質や生態系に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。河川へ流れ込む農業濁水は、肥料や土壌が水中に流れ出す原因となり、これが琵琶湖の水質悪化を招きます。

農業者の皆様一人ひとりの意識と行動が、琵琶湖という貴重な自然資源を守り、次世代に継承することにつながります。関係機関が一体となり濁水防止に取り組みしましょう。

なお、滋賀県屋外広告物条例では、汚れや色あせ、または塗料等のはく離が著しいもの、破損や老朽の度合いが著しいもの、道路交通安全を阻害するおそれのあるものの設置は禁止されています。啓発資材を屋外へ設置する際には十分注意しましょう。

《濁水防止のポイント》

- ①：代かきは、できる限り浅水で実施する。
- ②：排水口はしっかり閉め、濁った水が流れないようにする。
- ③：畦塗りやアゼ波シートで水漏れを防止する。
- ④：田植え前には、水を落とさない。
- ⑤：田植え後の「かけ流しかんがい」はせず、水を大切に使う。

⑤Facebook による普及啓発（湖東農業農村振興事務所農産普及課）

 **湖東普及だより**
作成者: 平田隼也 · 4月17日 · 🌐

【代かきは浅水で実施しましょう！】
4月16日に農業濁水パトロールと透視度調査を開始しました。
代かき・田植え時期の農業濁水については、これまでの取組により長期的には改善傾向にありますが、依然として濁水が琵琶湖へ流入している事例がみられます。
農業濁水が流出しないよう、代かきは浅水で行いましょう。また、代かきや田植え前は強制落水せず、尻水戸を閉め、自然減水で水位調整を行いましょう。

このページではコメントの返信は行いません。
お手数ですが、お問い合わせは下記にお願いいたします。
TEL 0749-27-2228
メールアドレス ga32@pref.shiga.lg.jp



[インサイトと広告を見る](#) [投稿を宣伝](#)

令和7年度
農業排水対策実績書

令和8年3月発行

編集発行 滋賀県農政水産部みらいの農業振興課
TEL 077-528-3842
FAX 077-528-4882

環境こだわり農業 琵琶湖とともに

Environmentally Conscious Agriculture, Together with Lake Biwa

滋賀県では、平成15年3月に「環境こだわり農業推進条例」を制定し、消費者が求める安全で安心な農産物の供給と、琵琶湖等の環境保全を目指して取り組みを進めています。